

函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、人々に感動や安らぎをもたらし、その活発な活動は、新たな息吹をまちに与え、活力ある社会を築いていくうえで重要な意義を持つものであり、函館市文化芸術振興条例（平成18年函館市条例第20号。第7条において「条例」という。）第4条には、市民の役割として「市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主性および創造性を発揮して文化芸術活動を行うことにより、文化芸術の創造および発展に積極的な役割を果たすものとする。」と規定している。この市民の役割を果たしてもらうため、文化芸術活動団体の自主的かつ活発な活動を促進する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、函館市文化団体協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次条に規定する文化芸術活動促進事業とする。

(文化芸術活動促進事業)

第4条 文化芸術活動促進事業とは、第6条に規定する助成事業者の第7条に規定する助成事業を促進する事業をいう。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、助成事業者に交付する第8条に規定する助成金の額の総額に文化芸術活動促進事業の実施に要する経費（12,000円に助成事業者数を乗じて得た額）を加えた額とする。

2 前項に規定する文化芸術活動促進事業の実施に要する経費とは、人件費、助成金の振込手数料その他の事務的経費（飲食に係る経費は除く。）とする。

(助成事業者)

第6条 助成事業者は、協議会および補助金を交付する日の属する年度

の4月1日現在の協議会の加盟団体（本要綱において「助成事業者」という。）とする。

（助成事業）

第7条 助成事業は、助成事業者が実施する条例第7条の規定に基づき定めた函館市文化芸術の振興に関する基本方針が示す施策の方向に資する次に掲げる事業とする。

(1) 助成事業者が日頃の稽古や練習の成果を発表する鑑賞会または公演会等の開催事業（収益を慈善事業に寄付する目的で開催するものは除く。）

(2) 助成事業者が担い手を確保するために開催する体験会等の開催事業

(3) その他市長が特に認めた事業

（助成金の額）

第8条 助成金の額は、前条に規定する助成事業の実施に要する経費（茶道、食文化等の事業に係る材料費以外の飲食に係る費用は除く。）から当該助成事業の実施により得られる観覧料その他の収入（茶道、食文化等の事業に係る材料費以外の飲食に係る収入は除く。）を控除した額とする。ただし、助成事業者1団体につき年間120,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第9条 協議会の会長が補助金の交付を申請しようとするときは、函館市文化芸術活動促進補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付申請額は、第5条第1項に規定する補助金の額を前条に規定する限度額をもって算定した額とする。

2 前項の申請書には、協議会の加盟団体一覧を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

る。

- 2 市長は、前項の審査により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、協議会の会長に函館市文化芸術活動促進補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに協議会の会長に函館市文化芸術活動促進補助金否交付通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- 2 前項各号に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付すことができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合に限

るものとする。

- 3 第10条第2項の規定は、第1項の規定による取消しまたは変更をした場合について準用する。

(補助金の概算交付)

第13条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに概算で交付するものとする。

- (1) 助成事業者に交付する助成金に係る補助金 第14条第3項に規定する助成金の申請内容の審査で助成金の交付が適当と市長が認めたとき

- (2) 助成事業者に追加交付する助成金に係る補助金 第14条第7項の規定により市長が助成金を追加交付するよう通知したとき

- (3) 文化芸術活動促進事業の実施に要する経費に係る補助金 第10条第1項に規定する補助金の交付申請内容の審査で補助金の交付が適当と市長が認めたとき

(助成金の交付等に係る手続き)

第14条 助成事業者が助成金の交付を申請しようとするときは、文化芸術活動助成金交付申請書（別記第4号様式）を協議会の会長に提出しなければならない。

- 2 協議会の会長は、前項の規定による助成金の交付申請があったときは、その写しを市長に提出し、助成金の交付の適否の判断を求めなければならない。

- 3 市長は、前項の助成金の交付の適否の判断を求められたときは、申請内容を審査し、交付の適否および交付が適当と認めたときはその助成金の額を文化芸術活動助成金適否通知書（別記第5号様式）により協議会の会長に通知するものとする。

- 4 協議会の会長は、前項の規定により市長が助成金の交付が適当と認め、助成金の額が通知され、第13条に規定する補助金の概算交付があったときは、文化芸術活動助成金交付決定通知書（別記第6号様式）により助成金の交付を申請した助成事業者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。この場合において、協議会の会長は、助成

金の交付の目的を達成するため、第11条に規定する条件と同様の条件を付すものとする。

- 5 助成金の交付を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けて実施した助成事業が終了したときは、文化芸術活動助成金実績報告書（別記第7号様式）を協議会の会長に提出しなければならない。
- 6 協議会の会長は、助成事業者から前項の規定による助成金の実績報告があったときは、その写しを市長に提出し、助成金の実績の適否の判断を求めなければならない。
- 7 市長は、前項の助成金の実績の適否の判断を求められたときは、内容を審査し、助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を認定し、文化芸術活動助成金額の認定通知書（別記第8号様式）により協議会の会長に通知するものとする。この場合において、助成金に過払いがあるときは、当該過払額を助成事業者に返還させるよう、助成金に不足があるときは、当該不足額を助成事業者に追加交付するよう併せて通知するものとする。
- 8 協議会の会長は、前項の規定により市長が助成金の額を認定したときは、文化芸術活動助成金額の確定通知書（別記第9号様式）により助成金の実績を報告した助成事業者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により市長から助成金の過払金を返還させるよう通知があったときは、助成事業者に過払金を返還させ、助成金の不足額を追加交付するよう通知され、第13条に規定する補助金の概算交付があったときは、助成事業者に助成金を追加交付するものとする。
（補助事業者および助成事業者の責務）

第15条 協議会の会長および助成事業者は、補助金および助成金（この条において「補助金等」という。）が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることを留意し、法令等の定めおよび補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業および助成事業を行うよう努めなければならない。

(補助金の実績報告)

第16条 協議会の会長は、補助事業が完了したときは、函館市文化芸術活動促進補助金実績報告書（別記第10号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績書
- (2) 補助事業の収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する補助金の実績報告があったときは、当該報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、函館市文化芸術活動促進補助金額の確定通知書（別記第11号様式）により、協議会の会長に通知するものとする。この場合において、第14条第7項の規定により協議会の会長が助成事業者に返還させた助成金の過払金があるときは、当該過払金を市に返還するよう併せて通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第16条に規定する実績報告書により報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを協議会の会長に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 市長は、協議会が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業

に関して補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第10条第2項の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、協議会の会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第21条 協議会の会長は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の備付け)

第22条 協議会の会長は、当該補助事業について関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の書類については、当該補助事業の終了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

別記第1号様式（第9条関係）

令和 年度函館市文化芸術活動促進補助金交付申請書

令和 年 月 日

函館市長 様

函館市五稜郭町37番8号
函館市文化団体協議会
会長

補助事業の名称 文化芸術活動促進事業

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の着手および完了の予定期日

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

2 助成事業者数

団体

3 補助金交付申請額

金 円

（内訳）助成事業者に交付する助成金に係る補助金

120,000円 × 団体 = 円

文化芸術活動促進事業の実施に要する経費に係る補助金

12,000円 × 団体 = 円

別記第2号様式（第10条関係）

令和 年度函館市文化芸術活動促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日

函館市五稜郭町37番8号

函館市文化団体協議会

会長 様

函館市長

補助事業の名称 文化芸術活動促進事業

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金については、内容審査の結果、次のとおり交付することに決定したので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額は、 円とする。
- 2 補助事業の完了期限は、令和 年 月 日とする。
- 3 補助金は、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第13条に規定する時期に概算で交付する。
- 4 次の条件を承知されたい。
 - (1) この通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
 - (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (ア) 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - (イ) 補助事業を中止し、または廃止する場合

(ウ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合

- (3) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 補助事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 補助事業が完了したときは、函館市文化芸術活動促進補助金実績報告書により市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令またはこの要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 函館市文化団体協議会は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第3号様式（第10条関係）

令和 年度函館市文化芸術活動促進補助金否交付通知書

令和 年 月 日

函館市五稜郭町37番8号

函館市文化団体協議会

会長 様

函館市長

補助事業の名称 文化芸術活動促進事業

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金については、内容審査の結果、補助金の交付が不相当と認められるので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

別記第4号様式（第14条関係）

文化芸術活動助成金交付申請書

令和 年 月 日

函館市文化団体協議会
会長 様

住所

申請者 団体名および
代表者氏名

下記の助成事業に関し、助成金の交付を受けたいので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第14条第1項の規定により申請します。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の目的およびその概要

3 助成事業の開催時期

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

4 助成事業の会場

5 助成金の交付申請額

金 円

※ 助成事業の実施に要する経費（茶道、食文化等の事業に係る材料費以外の飲食に係る費用は除く。）および実施により得られる収入（茶道、食文化等の事業に係る材料費以外の飲食に係る収入は除く。）が記載された収支予算書を添付すること。

別記第5号様式（第14条関係）

文化芸術活動助成金適否通知書

令和 年 月 日

函館市五稜郭町37番8号
函館市文化団体協議会
会長 様

函館市長

令和 年 月 日付けで助成金の交付の適否の判断を求められた助成事業については、下記のとおりとしますので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

- 1 適否の判断を求められた助成事業
「（団体名）」の「（事業名）」
- 2 助成金を交付することが適当（は不適当）と認める。
（助成金の交付が適当と認めた場合は次のことも併せて通知）
- 3 助成金の額は、 円とする。

別記第6号様式（第14条関係）

文化芸術活動助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

住所

申請者 団体名および

代表者氏名 様

函館市文化団体協議会

会長

令和 年 月 日付けで申請のあった下記の助成事業に係る助成金については、内容審査の結果、次のとおり交付することに決定したので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第14条第4項の規定により通知します。

記

1 助成事業の名称

2 助成金の額は、 円とする。

3 助成金は、令和 年 月 日までに概算で交付する。

4 次の条件を承知されたい。

(1) この通知に係る助成金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該助成金の交付の申請を取り下げることができる。

(2) 次の場合には、速やかに協議会の会長に報告して、その承認または指示を受けること。

(ア) 助成事業の内容の変更または助成事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合

(イ) 助成事業を中止し、または廃止する場合

(ウ) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合または助成事業の

遂行が困難となった場合

- (3) この助成金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 助成事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 助成事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 助成事業が完了したときは、文化芸術活動助成金実績報告書により協議会の会長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがある。この場合、助成金の額の確定後においても同様とする。
 - (ア) この助成金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 助成事業により取得し、または効用の増加した財産を市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (9) 助成事業者は、この助成事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この助成事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第7号様式（第14条関係）

文化芸術活動助成金実績報告書

令和 年 月 日

函館市文化団体協議会
会長 様

住所

申請者 団体名および
代表者氏名

令和 年 月 日付けで助成金の交付の決定を受けた下記の助成事業が令和 年 月 日完了したので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第14条第5項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の実績
- 3 助成金の交付決定額（概算受領額）
金 円
- 4 助成金の実績額
金 円
- 5 助成金の過不足額
金 円

※ 助成事業の実施に要した経費（茶道、食文化等の事業に係る材料費以外の飲食に係る費用は除く。）および実施により得ら

れた収入（茶道，食文化等の事業に係る材料費以外の飲食に係る収入は除く。）が記載された収支決算書ならびに収入額および支出額が証明できる書類を添付すること。（支出したことを証明できる領収書の写しや観覧料等については，チケットの印刷枚数が記載された領収書の写しおよび売れ残ったチケット）

別記第8号様式（第14条関係）

文化芸術活動助成金額の認定通知書

令和 年 月 日

函館市五稜郭町37番8号
函館市文化団体協議会
会長 様

函館市長

令和 年 月 日付けで助成金の実績の適否の判断を求められた助成事業については、助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第14条第7項の規定により次のとおり助成金の額を認定したので通知します。

記

- 1 適否の判断を求められた助成事業
「（団体名）」の「（事業名）」
- 2 助成金の額の認定額は、金 円とする。
- 3 助成金に金 円の過払いがあるので助成事業者に戻還させること。（助成金に金 円の不足があるので助成事業者に追加交付すること。）

別記第9号様式（第14条関係）

文化芸術活動助成金額の確定通知書

令和 年 月 日

住所

申請者 団体名および

代表者氏名 様

函館市文化団体協議会

会長

令和 年 月 日付けで実績報告のあった下記の助成事業については、助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第14条第8項の規定により次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の額の確定額は、金 円とする。
- 3 助成金に金 円の過払いがあるので返還すること。
(助成金に金 円の不足があるので追加交付する。)

別記第10号様式（第16条関係）

令和 年度函館市文化芸術活動促進補助金実績報告書

令和 年 月 日

函館市長 様

函館市五稜郭町37番8号
函館市文化団体協議会
会長

補助事業の名称 文化芸術活動促進事業

令和 年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業が令和 年 月 日完了したので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第16条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額（概算受領額）

金 円

2 補助金の実績額

金 円

3 補助金の超過交付額

金 円

別記第11号様式（第17条関係）

令和 年度函館市文化芸術活動促進補助金額の確定通知書

令和 年 月 日

函館市五稜郭町37番8号

函館市文化団体協議会

会長 様

函館市長

補助事業の名称 文化芸術活動促進事業

令和 年 月 日付けで実績報告のあった上記の補助事業については、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市文化芸術活動促進補助金交付要綱第17条第2項の規定により次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

また、概算で交付した補助金に過払金があるので、同項後段の規定により次のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 補助金の額の確定額は、金 円とする。
- 2 補助金に金 円の過払いがあるので返還すること。